

土浦市未収金債権徴収業務委託に係る
公募型プロポーザル応募要領

令和8年6月
土浦市

目次

1	目的	3
2	業務概要	3
	(1) 件名	3
	(2) 業務内容	3
	(3) 徴収委託債権	3
	(4) 履行場所	3
	(5) 業務期間	3
3	委託料	4
4	実施形式	4
5	日程(予定)	4
6	参加資格	4
7	質疑・応答	5
	(1) 提出方法	5
	(2) 受付期間	5
	(3) 回答	5
8	一次審査、二次審査の手続等	6
	(1) 一次審査	6
	(2) 二次審査	6
	(3) 書類の提出における留意事項	6
9	技術提案書の作成	7
10	審査及び評価	7
	(1) 選定委員会	7
	(2) 審査方法	7
11	審査結果	9
12	契約の締結等	9
13	留意事項	9
14	担当部署	10
[その他]		
	様式集	別冊

1 目的

この業務は、本市の有する未収金債権のうち、その債権の徴収について外部委託可能なものを対象として、高い専門的知識を有する弁護士又は弁護士法人に徴収業務を委託することにより、未収金債権の徴収を強化し、もって市民負担の公平性の確保及び効率的かつ効果的な行財政運営の向上を図ることを目的とする。

また、この業務は、債権の所管課（所）が督促、催告等の徴収業務を行って、なお、対応が長期化している未収金債権の徴収をする業務であり、受託者の専門的知識、実績等に基づく経験や創意工夫により業務の成果に大きな違いが生まれることから、単なる価格競争による入札には適さないものであるため、プロポーザル方式によりこの業務の契約の相手方の候補者（以下「契約候補者」という。）を特定するものであり、この要領は、このプロポーザルの応募に関し必要な事項について定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

土浦市未収金債権徴収業務委託

(2) 業務内容

ア 未収金債権徴収業務（催告及び収納業務）

イ 納付相談及び納付指導業務

ウ 収納金の管理及び払込業務

エ 調査業務（債務者の居所、相続人など）

オ 報告業務（催告、収納及び調査の実施状況など）

※ 詳細は、別紙「土浦市未収金債権徴収業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 徴収委託債権

この業務委託により徴収を委託する債権は、次の表に掲げるものを予定している。

ただし、この表に掲げられていない債権についても、別途協議により徴収を委託する債権に追加することができるものとする。

債権名	担当部 課（所）名	債権の 種別	債権の内容	委託予定人数及び金額	
				人数	金額
児童クラブ 育成料	こども未来部 保育課	私債権	土浦市放課後児童クラブの入所に係る育成料	74人	926,500円
学校給食費	教育委員会 学校給食センター	私債権	学校給食に要する経費	221人	8,466,910円
合 計				295人	9,393,410円

※ 委託予定件数及び金額は、令和7年度末時点のものであり、変動する可能性がある。

(4) 履行場所

土浦市大和町内外

(5) 業務期間

令和8年10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

ただし、この業務における受託者の実態や実績を考慮し、契約を更新することが適切であると認めた場合には、最長令和11年度（令和12年3月31日）まで、本市

議会において、当該年度のこの業務委託に係る予算が成立することを条件として、単年度の契約による更新を可能とする。この場合において、更新後の委託料については、当該予算の範囲内で、別途協議により決定するものとする。

3 委託料

令和8年度予算額355,000円を限度に、徴収実績金額に受託者自らが提案した成功報酬率を乗じ、消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を委託料として支払う。ただし、成功報酬率は、30パーセントを上限とする。また、2(5)に記載の業務期間中に予算額を超過する見込みとなった場合は、別途協議により決定するものとする。

4 実施形式

公募式

5 日程

期 日	内 容
令和8年6月 1日(月)～ 6月22日(月)	応募要領等の公告(市公式ホームページへの掲載)
6月 1日(月)～ 6月12日(金)	質問書の受付期間
6月17日(水)	質問の回答(市公式ホームページへの掲載)
6月 1日(月)～ 6月22日(月)	参加表明書の受付期間
6月26日(金)	一次審査(参加資格の確認及び参加表明書の審査等)の実施
7月 1日(水)	一次審査(提案者の選定)の結果の通知
7月 8日(水)～ 7月24日(金)	技術提案書の受付期間
8月 7日(金)	二次審査(技術提案書の審査並びにヒアリング及びプレゼンテーション)の実施
8月21日(金)	二次審査(契約候補者の特定)の結果の通知及び公表(市公式ホームページへの掲載)

※ このプロポーザルの実施に関する説明会は、実施しない。

6 参加資格

このプロポーザルに参加できる事業者は、参加表明書の提出時において次の要件(以下「参加資格要件」という。)を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしてい

る者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- ③ 弁護士にあっては弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定により日本弁護士会連合会に備えた弁護士名簿に現に登録されている者、弁護士法人にあっては同法第30条の2第1項に規定する弁護士法人であって、同法第56条第1項の規定により懲戒を受けたことがないものであること。
- ④ 弁護士にあっては土浦市暴力団排除条例（平成23年土浦市条例第9号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）、弁護士法人にあっては同条第1号に規定する暴力団並びに暴力団員等、暴力団員等と密接な関係を有する者及びこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人でないこと。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑥ 過去10年以内に国又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人と元請として債権徴収業務の契約を締結し、履行した実績（継続12か月以上の契約を締結し、現に当該契約を履行している場合にあつては、12か月以上履行した実績）を有すること。

7 質疑・応答

この応募要領及び仕様書の内容に関する質疑・応答については、次のとおり行う。

(1) 提出方法

土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問書（様式第1号）に質問の内容を簡潔にまとめて記載し、14に記載の担当部署へ電子メールにより提出すること。

【留意事項】

- ① 次の質問は、一切受け付けない。
 - ・このプロポーザルへの応募を予定する事業者以外の者からの質問
 - ・電子メール以外の方法による質問
- ② 電子メールのタイトルは、「【事業者名】土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問書」とすること。
- ③ 質問書を電子メールで送信後、必ず電話により着信確認をすること。
- ④ (2)に記載の受付期間中であれば、質問の回数に制限は設けないものとするが、可能な限りまとめて提出すること。

(2) 受付期間

令和8年6月1日（月）から同月12日（金）まで
なお、最終日の受付時間は、午後5時15分までとする。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年6月17日（水）午後5時に市公式ホームページに掲載する。

【留意事項】

- ① 市公式ホームページへの掲載以外の方法による回答は、一切行わない。
- ② 次の内容の質問については、回答しない。
 - ・単なる意見の表明と解されるもの
 - ・その他このプロポーザルの公平性を保てないおそれがあると認めるもの

8 一次審査、二次審査の手続等

(1) 一次審査

ア 参加表明書等の提出

このプロポーザルに参加を希望する事業者は、イに記載の書類を14に記載の担当部署へ、持参又は配達完了が確認できる書留郵便等の方法での郵送により提出すること。

イ 提出書類

- ① 土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明書兼誓約書（様式第2号）
 - ② 土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル参加表明者概要書（様式第3号）
 - ③ 土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル債権徴収業務実績書（様式第4号）
 - ④ 弁護士にあっては所属する弁護士会が発行する登録証明書、弁護士法人にあっては登記事項証明書の写し
 - ⑤ 参加資格要件⑤に掲げる税についての未納がないことを証明する証明書の写し
 - ・国税（所得税、法人税、消費税等）：税務署が発行する納税証明書（その3の3）
 - ・地方税（住民税、事業税等）：都道府県や市区町村が発行する納税証明書
- ※1 事務所、法人等の概要や事業内容を補足する資料・パンフレット等があれば、添付すること。
- ※2 ④及び⑤の書類については、提出日前3か月以内に発行されたものに限る。

ウ 提出部数

各1部

エ 提出期間

令和8年6月1日（月）から同月22日（月）まで

(2) 二次審査

ア 技術提案書等の提出

一次審査の結果、技術提案書を提出することができる事業者（以下「提案者」という。）に選定された者は、イに記載の書類を14に記載の担当部署へ、持参又は配達完了が確認できる書留郵便等の方法での郵送により提出すること。

イ 提出書類

- ① 土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書送付書（様式第5号）
- ② 土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル技術提案書（任意様式）
- ③ 土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル成功報酬見積書（様式第6号）

ウ 提出部数

正本1部、副本10部

※ 正本は提案者の代表者印を押印したものを、副本はその複写物を提出すること。

エ 提出期間

令和8年7月8日（水）～同月24日（金）

(3) 書類の提出における留意事項

書類の提出に当たっては、次の事項に留意すること。

- ① 持参の場合は、提出期間内の開庁時間（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）内に担当部署の窓口へ直接提出すること。
- ② 郵送の場合は、最終日必着とする。

- ③ 提出期間外の提出は、いかなる理由があっても一切受け付けない。また、二次審査における技術提案書等の書類が提出期間内に提出されなかった場合は、このプロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

9 技術提案書の作成

技術提案書は、1事業者につき1提案とし、次に定めるところにより作成すること。
なお、提出後の追加及び修正は、認めない。

- ① 技術提案書は、表紙及び目次を付けるとともに、原則としてA4判・横書き・左閉じとし下段にページ番号を付してA4判フラットファイルに綴じること。
- ② 説明文を補完するための図表やグラフなどの使用は可とする。この場合において、見やすくするために、やむを得ないときは、A3判での作成を可とする。
- ③ 技術提案書で用いる文章は、専門知識を有しない者でも理解できるよう、平易で分かりやすい表現を心掛けること。また、専門用語については、必要に応じて、簡潔な解説を付すこと。
- ④ 印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- ⑤ 技術提案書には、次の項目を必ず記載すること。

なお、作成に当たっては、10(2)イ(イ)に記載の評価基準を踏まえて、具体的に記載すること。

- i 業務実施方針
- ii 業務実施体制
- iii 業務実施計画
- iv 業務実施内容・手法
- v 受託実績
- vi 成功報酬見積
- vii その他の提案事項

10 審査及び評価

(1) 選定委員会

一次審査（提案者の選定）及び二次審査（契約候補者の特定）については、土浦市未収金債権徴収業務委託プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、厳正かつ公平な審査及び評価を行う。

(2) 審査方法

次の審査方法により提案者の選定及び契約候補者の特定をする。

ア 一次審査（書類審査）

(ア) 参加資格審査

選定委員会は、参加表明書を提出した事業者（以下「参加表明者」という。）が応募要領に記載の参加資格要件を満たしていることを確認する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(イ) 提案者の選定

選定委員会は、参加表明者が参加資格要件を満たしていることを確認したときは、提案者の選定基準に基づき当該参加表明者について審査し、提案者を選定する。

イ 二次審査

(ア) 提案者の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会は、提案者から技術提案書を提出させた上で、1事業者ずつ書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査及び評価を行う。

a 実施日

令和8年8月7日（金）

※ 二次審査を行う順番は、提案書の受付順とする。

- b 実施場所
土浦市役所本庁舎内の会議室（予定）
- c 時間配分
1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）とする。
- d 機材等
プレゼンテーションは、技術提案書を用いて行うこと。ただし、プロジェクター等を使用して説明することも認める。この場合において、プロジェクター及びスクリーンは本市が準備するが、パソコン等については提案者が用意すること。
なお、プレゼンテーションは、技術提案書に記載された事項に限る。
- e 出席者
出席者は、1事業者当たり3人までとする。
- f 傍聴等
プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。また、他の提案者による傍聴は、認めない。

(イ) 評価

提案者の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングを実施後、選定委員会の委員が次の評価項目について、提案者の提案内容を評価する。

【評価項目、評価事項及び配点】

評価項目	評価事項	配点
業務実施方針	業務への理解	5
	債務者への福祉的配慮	5
業務実施体制	人員体制	5
	責任者及び従事者	5
	本市との連絡体制	5
	個人情報保護	5
業務実施計画	計画の実行性	5
	スケジュール管理	5
業務実施内容・手法	未収金債権徴収業務（催告及び収納業務）	10
	納付相談及び納付指導業務	5
	収納金の管理及び払込業務・調査業務・報告業務	5
	その他業務実施における工夫	5
受託実績		20
成功報酬見積		10
その他の提案事項		5
合 計		100

(ウ) 契約候補者の特定

契約候補者の特定は、次に定めるところによる。

- ① (イ) に記載の評価の結果、選定委員会の委員の評価点の合計点数が最も高い提案者を契約候補者として特定する。ただし、最も評価が高い提案者の合計点数が満点の60%未満である場合は、契約候補者の該当なしとする。
- ② 合計点数が同点だった場合は、次により順位を決定する。
 - i 「業務実施内容・手法」の点数が最も高い提案者を1位とする。
 - ii 合計点数及び「業務実施内容・手法」の点数がいずれも同点だった場合は、「受託実績」の点数が最も高い提案者を1位とする。
- ③ 次のいずれかに該当した場合は、選定委員会において協議の上失格とする。
 - i 提案者が参加資格要件を満たさなくなった場合
 - ii 提案者が選定委員会の委員に直接又は間接を問わず接触を求めた場合
 - iii 提案者が審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - iv 提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合
 - v 成功報酬見積における成功報酬率が30パーセントを超えている場合
 - vi 技術提案書の内容が仕様書を満たさない場合（代替案がある場合を除く。）
 - vii 提案者がプレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合
 - viii その他選定委員会が不相当と認めた場合

ウ 参加辞退届の提出

参加表明後、このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、土浦市未収金債権徴収業務委託に係る公募型プロポーザル参加辞退届（様式第7号）により14に記載の担当部署へ届け出ること。

1.1 審査結果

提案者の選定及び契約候補者の特定の結果は、全ての参加表明者及び提案者に書面により通知する。

また、特定をした契約候補者並びに当該特定に係る審査及び評価の結果を市公式ホームページで公表するものとする。ただし、特定をした契約候補者以外の提案者の名称については公表しない。

1.2 契約の締結等

契約の締結等は、次に定めるところによる。

- ① 契約候補者の特定後、特定をした契約候補者と技術提案書に基づき契約内容について協議を行い、協議が整ったときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者として本市から指定を受けた上で、随意契約の方法により本市と委託契約を締結する。
- ② ①に記載の協議が不調に終わった場合、特定をした契約候補者が辞退した場合その他の理由により特定をした契約候補者との契約の締結に至らなかった場合は、選定委員会における評価の順位が次順位の提案者を契約候補者とし、①に記載の手続を行う。
- ③ 特定をした契約候補者が委託契約を締結するまでに参加資格要件を満たさなくなった場合は、契約候補者としての資格を取り消す。

1.3 留意事項

このプロポーザルにおいては、次の事項に留意すること。

- ① このプロポーザルにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

- ② このプロポーザルは、参加を表明した事業者が1者であった場合においても実施する。ただし、二次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングについては、技術提案書（書類審査）のみで審査が可能と判断された場合など、選定委員会が不要と認めた場合は、実施しないことがある。
- ③ このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者又は提案者の負担とする。
- ④ やむを得ない事由がある場合は、このプロポーザルの実施を停止し、又は中止する場合がある。この場合において、参加表明者又は提案者は、このプロポーザルの参加に要した費用を本市に請求することはできないものとする。
- ⑤ 必要書類を郵送で提出する場合においては、郵便事故等により本市に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないものとする。
- ⑥ 提案者の選定及び契約候補者の特定に関する問合せには、一切応じない。
- ⑦ 提出された書類は、返却しない。
- ⑧ 本市は、提出された書類について、このプロポーザルの実施の目的のため、その一部又は全部の写しを作成し、使用することができるものとする。また、提出された書類については、土浦市情報公開条例（平成20年土浦市条例第28号）に基づく情報公開請求の対象となる。ただし、同条例第6条第1項各号のいずれかに該当する情報は、非公開とすることがある。
- ⑨ 本市は、提出された書類に記載された個人情報をこのプロポーザルの実施以外の目的で使用しない。
- ⑩ このプロポーザルに対する不服申立てはできないものとする。

1.4 担当部署

〒300-8686

茨城県土浦市大和町9番1号

土浦市総務部総務課（担当：債権管理室）

電話：029-826-1111（内線2519）

FAX：029-822-9252

Eメール：saiken@city.tsuchiura.lg.jp